令和7年度(2025年度)

農業センターのあらまし



旭川市農業センター

(愛称:花菜里ランド)

1 設置目的

本市農業の振興を効率的に推進するため、各種の農業支援機能を集積するとともに、都市と農村の交流機能を兼ね備えた総合的な農業支援体制の拠点化を図ることを目的としています。

2 沿革

本市における園芸作物の振興により農業経営の安定化を図るため、地域農業者の強い要望を受け、昭和42年、前身である旭川市園芸センターが生まれました。その後、稲作からの転作強化を背景に園芸作物栽培への期待が高まる中、生産現場で抱えている技術課題に対応するため、一貫して地域に適応した栽培技術の確立・普及を目的とした試験研究に取り組んできました。その間、昭和47年には農業研修所を設置し、農業後継者の技術研修の場を提供するなど、旭川農業の複合経営の確立に向けた事業の展開を図っております。

昭和61年からは組織培養技術を用いた優良種苗の増殖や新品種開発に取り組み、平成2年には、 野菜・花きの育苗生産省力化対策として成型苗生産供給システム化開発を全道に先駆けて着手す るなど、これらの実績は、本市の農業振興の発展に大きく貢献してきました。

平成9年には、旭川市農業総合ゾーン整備計画の一環として、本市農業の振興をより効率的に推進するため、これまでの「農業支援機能」に土壌分析業務を追加し、新たに「都市と農村の交流機能」を兼ね備えた総合的な農業支援の拠点施設「旭川市農業センター(花菜里(かなり)ランド)」がリニューアルオープンしました。

年月	主 な 出 来 事
\$40.11 (1965)	園芸センター仮事務所建設着工
S42. 4 (1967)	旭川市園芸センター供用開始 (第2種施設・規則制定)
\$44. 6 (1969)	レンゲツツジ100万本の育成開始
S47. 6 (1972)	旭川市園芸センター供用開始(第1種施設・条例制定)
S47. 8 (1972)	農業研修所(事務所、研修所、講堂ほか)落成記念式
S47. 9 (1972)	宿泊農業研修生(3ヶ月間)受入実施
\$48.11 (1973)	中国(北京市)へセンターで育成したレンゲツツジ1,000本贈呈 (返礼として、白揚ヤナギ5本、マントウヤナギ5本受領)
S51. 4 (1976)	ツツジを旭川市民の花として告示
S51. 5 (1976)	センターで育成したレンゲツツジ苗木を市内全戸へ配付
S61. 1 (1986)	アイスシェル野菜氷温貯蔵試験
S61. 4 (1986)	組織培養研究開発事業及び養液栽培調査研究事業の導入
H 2. 4 (1990)	・ 成型苗生産システム事業の導入 ・ 野菜、花き現地試験ほ設置事業創設
H 3. 4 (1991)	オリエンタル系ユリ"白妙"の大量増殖業務事業開始 (ホクレンと連携)
H 7. 1 (1995)	旭川市農業総合ゾーン整備事業着手

4 D	2 K U + +
年月	主な出来事
H 9. 4 (1997)	旭川市農業センター(愛称:花菜里ランド)供用開始(第1種施設・条例制 定)、同開所記念式及び祝賀会実施、土壌分析業務開始
H 9.11 (1997)	旭川市農業センター運営懇話会設置 (旭川市農業センター運営懇話会設置要領を施行)
H10. 6 (1998)	全体オープン(建設工事しゅん工)、オープンイベントとして花菜里ランドフェスティバルを開催 ※ 5/24体験農園開設(80区画)
H10. 9 (1998)	第40回全国市立農場協議会開催(旭川市)
H12. 7 (2000)	農産物直売コーナーの開設(JAあさひかわ)
H13. 5 (2001)	体験農園を5区画増設(85区画)
H15. 4 (2003)	農業センター本館施設管理をJAあさひかわへ業務委託
H17. 4 (2005)	残留農薬分析業務開始
H19. 5 (2007)	体験農園の1区画面積(16㎡)を変更し、21区画を増設(106区画)
H20. 5 (2008)	旭川市機構改革により農業センターは2係制となる。
H22. 5 (2010)	体験農園を2区画増設(108区画)
H22. 6 (2010)	農産物直売コーナーの廃止(JAあさひかわ)
H24. 4 (2012)	旭川市機構改革により農業センターは1係制となる。
H31. 3 (2019)	旭川市農業センター運営懇話会改編 (旭川市農業センター運営懇話会開催要綱を施行、H9施行の設置要領は廃止)
R3. 3 (2021)	農業センター本館施設管理の業務委託に競争入札を導入
R6. 4 (2024)	係制を廃止し、スタッフ制を導入

3 施設及び機能

(1)所在地及び規模

所在地:旭川市神居町雨紛 敷地面積:91,388.95㎡

(2)建設期間

平成6年度~平成10年度

(3)総事業費

約23億円

内訳(補助事業導入)

地域農業基盤確立農業構造改善事業費 10.3億円(国費1/2補助)

集落環境整備事業費 9.5億円(国費1/2補助)

単独事業費 3.2億円

(4)施設規模

ア 主要施設

施設等の名称	面積	構造	詳	細
農業センター本館	1, 362. 6m²	鉄筋コンクリート造平屋	事務室	107. 4m²
			情報処理室	36. 2 m ²
			研修室	49.5m²
			会議室	82. 8m²
			組織培養室	155.8m²
			土壌分析室	143.6m²
			(残留農薬分析室を含む。)	
			農産加工室	79. 2m²
			和室	28. 8 m ²
			ホール	182. 4m²
			ロビー	81. 1 m ²
			トイレほか	415. 8 m ²
温室(4棟)、温室管理棟	1, 026m²	鉄骨造平屋	_	
農場管理棟	550 m ²	鉄骨造平屋	_	
設備棟及び浄化槽棟	195 m ²	鉄筋コンクリート造平屋	97.5㎡×2棟	
体験農園管理棟	91 m²	鉄筋コンクリート造平屋	建築面積120㎡	
屋外トイレ(2棟)	88 m ²	鉄筋コンクリート造平屋	52m²+36m²	

イ 施設利用区分

. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
用 途	面積	備考
施設栽培ほ場	0. 8ha	硬質フィルムハウス2棟、ビニールハウス15棟
露地栽培ほ場	1. 9ha	_
建築物	0. 3ha	本館、温室管理棟、農場管理棟、設備棟ほか
体験農園	0. 3ha	101区画(一般区画16㎡:96区画、有機農業体験区画32㎡:5区画)
駐車場	0. 5ha	普通車100台、大型車対応可能、障害者用4台
農業公園ほか	5. 4ha	芝生広場、多目的広場を含む。

(5)機能別施設

ア農業支援機能

施設等の名称	機能
土壌分析室	適正施肥栽培の土づくりのための土壌分析
残留農薬分析室	農産物の残留農薬分析によるクリーン農業の推進
組織培養室	優良種苗増殖の研究開発
研修室	農業図書類を配置した農業研修、営農相談及び会議室
培養苗温室	優良苗の順化、育苗
成型苗温室(2棟)	育苗試験及び試験研究に用いる苗の育苗
展示温室	鉢花などの展示
農場管理棟	試験作物の調査室及び農業資材・農機具の格納庫
硬質フィルムハウス(2棟)	栽培展示及び育苗
ビニールハウス (15棟)	野菜・花きの栽培試験他
露地ほ場	野菜・花きの栽培試験他

イ 都市と農村の交流機能

施設等の名称	機能
ホール	各種研修会、バドミントン・卓球などの軽スポーツ
和室	懇談会、勉強会などの各種会合
農産加工室	ジュース、みそ、こうじ、アイスクリームなどの農産加工体験
体験農園	農業に親しむ場としての貸農園 (一般区画16㎡:96区画、有機農業体験区画32㎡:5区画)
農業公園	樹木園、池(すいれん池ほか3,000㎡) 花き・花木見本園、大花壇(約2,000㎡)などを配置した公園

4 業務内容

(1)業務の概要

旭川市農業センター (愛称:花菜里(かなり)ランド) は、旭川市の農業を推進するための各種 農業支援機能と都市と農村の交流機能を兼ね備えた総合的な農業支援施設です。

平成9年のリニューアルを機に市民の皆様からの公募により決定した愛称「花菜里ランド」に は、「花と野菜の里」として広く市民に親しんでほしいという願いが込められています。

ア農業支援機能

野菜・花きの栽培試験をはじめ、クリーン農業関連試験など、地域に適応した栽培技術の確立 を目指した生産技術の研究や生産者向けの技術研修会を実施しています。

また、健全な土づくりと作物別適正施肥栽培を推進するため、土壌の分析と診断を行っていま す。

平成17年度からは残留農薬分析業務を開始し、農産物の栽培体系の検証や農薬使用基準の見直 しに役立て、クリーン農業を推進しています。

イ 都市と農村の交流機能

農業にふれあい親しむ場を提供するため、農業に関わる講習 会を開催するとともに、アイスクリームなど農産加工品の試作 等ができる農産加工室の貸出しを行っています。また、様々な 宿根草・花木が植栽された農業公園の開放や野菜づくりの体験 学習の場として農園の貸出しを行っています。

自然や花木にふれるために訪れる市民向けに、名表示・説明 板を整備しています。



(2)主要事業の概要

ア農業支援機能

- (ア)野菜・花きの生産技術の試験研究
- ①始 期 昭和42年度
- ②事業内容

生産現場における技術課題に対応するため、地域に適応 した野菜・花き栽培技術の確立に向けた試験研究に取り組 んでいます。

③令和6年度事業実績

- ・サヤインゲンの品種比較試験
- ・ 遮光遮熱資材を用いた葉菜類の栽培試験ほか 計13課題

4 令和7年度事業計画

- 夏秋トマトの品種比較試験
- ・下水汚泥焼却灰由来肥料の効果検証試験ほか 計9課題



ナスの養液栽培

- (イ) 土づくり対策支援事業
- ①始 期 令和3年度
- ②事業内容

環境負荷の低減、生産性の維持及び健全な土づくりの推進を図るため、生産者ほ場を中心とした土壌分析診断を行うとともに、土づくりについての相談対応及び情報発信に取り組んでいます。

※令和5年度より土壌診断推進事業(平成9年度から実施)と統合されました。

- ③令和6年度事業実績(事業費6,648千円)
 - 土壌分析診断実績
 - 一般分析: 219点、総合分析: 1.327点
 - 土づくり対策支援に特化した生産者ほ場巡回の実施
 - ・農業センター土づくり通信の発行(年4回) 農業センター土づくり通信はホームページに掲載しています。
- ④令和7年度事業計画(予算額7.048千円)
 - 土壌分析診断計画
 - 一般分析:300点、総合分析:1,800点
 - ・土づくり支援に特化した生産者ほ場巡回の実施
 - ・ニュースレター(農業センター土づくり通信)の発行



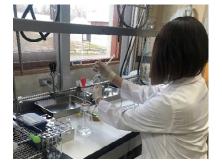
土壌断面調査

- (ウ) クリーン農業技術試験研究事業
- ①始 期 平成20年度
- ②事業内容

クリーン農産物生産を推進するため、農産物の残留農薬 分析による防除体系の検証を実施し、生産者への啓発を図 ります。

- ③令和6年度事業実績(事業費949千円)
 - 残留農薬分析

栽培防除体系の検証のために24品目25検体の分析を実施 農協直営直売所販売品について2品目6検体の分析を実施



残留農薬分析

- ・残留農薬事故防止を目的とした普及啓発活動、旭川青果連GAP推進の取組への支援
- ④令和7年度事業計画(予算額1,080千円)
 - 残留農薬分析

旭川青果連出荷物及び直売所販売品について分析を実施

- ・残留農薬事故防止を目的とした普及啓発活動、旭川青果連GAP推進の取組への支援
- (エ) 農業担い手研修育成事業
- ①始 期 令和5年度
- ②事業内容

次世代を担う農業者の育成・確保に向けて、農業センターに農業担い手研修育成センター機能を備え、新規就農を図るための就農前技術研修と就農後の経営安定化を支援するための技術指導を行います。あわせて、新たに園芸品目の栽培に取り組む農業者の育成・確保に向けて、園芸品目の栽培に関する技術研修や技術指導を行います。

※令和5年度より園芸参入者フォローアップ強化事業(平成30年度から実施)から改称されました。

③令和6年度事業実績(事業費 203千円)

- ・農業センターにおける技術研修、講義
- ・外部講師によるハウス施工、農業機械、経営等の研修
- ・タブレット端末により発信力を強化した巡回の実施

④令和7年度事業計画(予算額 284千円)

- 農業センターにおける技術研修、講義
- ・外部講師によるハウス施工、農業機械、経営等の研修
- ・タブレット端末により発信力を強化した巡回の実施
- ・就農前研修生(1名)に対する栽培実習の実施



パイプハウス施工研修

(オ) サツマイモ苗自家増殖技術普及推進事業

- ①始 期 令和7年度
- ②事業内容

市内で生産が拡大しているサツマイモ栽培において、 課題となっている苗の安定確保に向けた取組を支援する ため、苗の自家増殖技術普及に向けた実践的な研修会を 農協との協働により開催する。

③令和7年度事業計画

- ・サツマイモ苗自家増殖実証ほの設置及び自家増殖技術 研修会の開催 (3回)
- ・自家増殖苗を用いた栽培の取組支援



サツイモ苗自家増殖技術研修会

(カ) 各種研修会及び視察対応 (令和6年度実績:72回)

農業関係機関、団体等と連携しながら、生産者を対象とした各種研修会を通じて栽培技術に関する情報提供等を行っています。

	月日	件名	参加人数
	4月2日	JAあさひかわ女性部さつまいも栽培講習会	32人
	4月3日	旭川青果連GAP研修会 (4月3日~4月9日 計5回)	52人
	4月16日	レタス部会青空教室	16人
	6月14日	シャインマスカット栽培講習会 (6月14日~11月26日 計3回)	22人
技	6月18日	新規就農者研修及び園芸参入者研修 第1回(6月18日)~第8回(3月18日)	65人
術研	7月19日	養液栽培なす目合せ会	11人
修会等	7月19日	豆部会栽培講習会	7人
等	7月23日	JAあさひかわ女性部研修会	37人
	7月30日	摘み取り春菊部会青空教室	4人
	8月6日	小松菜・チンゲン菜・ターサイ部会青空教室	19人
	8月6日	サニーレタス部会青空教室	13人
	8月23日	さつまいも部会栽培講習会(JAあさひかわ)	16人

	月日	件名	参加人数
	10月2日	さつまいも出荷目慣らし及び栽培講習会 (JAあさひかわ)	32人
	11月13日	豆部会総会	6人
	11月14日	農産物直売所栽培等講習会(JAあさひかわ) (11月14日~11月15日 計3回)	28人
	12月6日	花き部会報告会	13人
	12月10日	さつまいも部会反省会(JAあさひかわ)	14人
技	12月16日	サニーレタス部会総会	7人
術研	12月20日	養液栽培なす反省会	7人
修会	12月26日	さつまいも部会総会(JA東旭川)	17人
等	1月9日	なんばん部会総会	12人
	1月15日	チンゲン菜部会総会	5人
	1月21日	摘み取り春菊部会総会	4人
	2月18日	農産物直売所残留農薬対策講習会(JAあさひかわ)	29人
	3月7日	農業センター試験成績発表会	44人
	3月10日	旭川青果連GAP研修会 (3月10日~3月27日 計8回)	99人
	6月18日	斜里町農業委員会視察研修	13人
	6月18日	JAオホーツク網走果樹部会視察	9人
	6月21日	あさひかわデザインウィークものづくりツアー	11人
	7月3日	東光女性学級(東光公民館自主企画講座)	12人
視察等対	7月30日	北海道さつまいも懇話会現地見学会	67人
対応	8月17日	西神楽農民連盟視察	11人
	8月26日	市民農園の視察懇談会(自然農法 旭川普及会)	25人
	9月6日	北海道富良野緑峰高等学校視察研修	9人
	9月10日	北海道種苗協同組合夏季研修会	23人
	9月11日	北海道立農業大学校視察研修	9人

(主なもののみ掲載)

イ 都市と農村の交流機能

- (ア) 各種講座の開催
- ①始 期 平成10年度
- ②事業内容

家庭菜園や農産加工に関心のある方を対象とした各種 講座の開催を通して、農業への理解をより一層深めても らうとともに、地場農産物の消費拡大の推進に寄与しま す。

家庭菜園講習会

③令和6年度事業実績

• 家庭菜園講習会

٠					
		月日	講座名	参加者数	受講料
	1	5月12日	家庭菜園での野菜づくり基礎講座	41人	無料
	2	6月 9日 6月11日	夏野菜の栽培初期の管理方法	21人 24人	無料
	3	7月7日	夏野菜後半の管理と秋野菜の栽培方法	38人	無料
	4	9月8日	来シーズンに向けた土づくり	28人	無料

・農産加工体験会

	月日	加工品目	参加者数	参加料
1	8月 9日 1月10日	アイスクリーム(親子:保護者+小学生を対象)	12人 12人	700円
2	12月13日 2月14日	豆腐	8人 7人	600円

・学んで食べてみようシリーズ

	月日	講座名	参加者数	参加料
1	11月9日	旭川のサツマイモを学んで食べてみよう!	55人	無料

④令和7年度事業計画

• 家庭菜園講習会

	月日	講座名	募集人数	受講料
1	5月25日	家庭菜園での野菜づくり基礎講座	48人	無料
2	7月6日 7月8日	夏野菜の管理方法	各24人	無料
3	9月7日	来シーズンに向けた土づくり	36人	無料
4	10月5日	有機栽培のススメ	56人	無料

・農産加工体験会

	月日(予定)	加工品目	募集人数	参加料(予定)
1	8月(2回) 1月	アイスクリーム(親子:保護者+小学生を対象)	各5組	700円
2	9月	トマトジュース	12人	1, 200円
3	12月 2月	豆腐	各8人	600円

学んで食べてみようシリーズ

		月日	講座名	参加者数	参加料
	1	5月11日	旭川のサツマイモを学んで食べてみよう!	30人	無料
I	2	8月24日	旭川の長ナスを学んで食べてみよう!	30人	無料

- (イ) 体験農園の貸出し
- ①始 期 平成10年度
- ②事業内容

- 野菜や花づくりを通じて農業への理解を深めてもらうため、体験農園の貸出しを行っています。

なお、令和5年度からは有機栽培体験区画を整備し、令和8年度までの3年間を試行期間として運用しています。

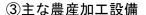
③体験農園の概要(令和7年度)

	一般区画	有機農業体験区画(試行)				
利用期間	5月1日 (木) から	10月31日(金)まで				
利用時間	5月から9月:午前7時45分から午後6時45分まで 10月:午前7時45分から午後5時15分まで					
利用設備	体験農園管理棟(休憩室、貸農具、ト	イレ、洗い場)、駐車場、散水栓など				
利用特典	農具の無料貸出し、専門指導員の栽培アドバイスなど					
区画数	96区画 (1区画4m×4m)	5区画 (1区画8m×4m)				
利用料金	2, 400円	4, 800円				

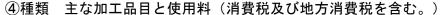
(ウ)農産加工品の試作体験

- ①始 期 平成10年度
- ②事業内容

豆腐やトマトジュースなど様々な農産加工品の試作体験を通して農業や食材としての農産物に対する理解を深めてもらうため、農産加工室及び加工設備の貸出しを行っています。



アイスクリーム加工用機器 (フリーザー、パステライザー)、 豆腐加工用機器 (サワーボーイ、圧搾機)、 みそ加工用機器 (糀機、ミートチョッパー、フードミキサー)、 真空包装機、消毒保管機、蒸し器、回転釜ほか



種類	主な加工品目	使用料
ジュース類	トマトジュース シソジュース	製品 1 次につき40円
農産加工品類	豆腐 こうじ・みそ 五目の具 寿司あげ カボチャポタージュ	原料 1 kgにつき70円
牛乳加工類	アイスクリーム	原料 1 深につき150円



アイスクリームづくり



豆腐づくり

(エ) 家庭菜園相談の受付

- ①始 期 平成10年度
- ②事業内容

専門の指導員による家庭菜園の相談を随時電話又は来所等により受け付けています。

③令和6年度相談実績

区分	野菜	土壌肥料	病害虫	その他	合 計			
来所	37∱	1件	12件	15件	65件			
電話	165∱	19件	17件	17件	218件			
メール	3∱	+ 0件	0件	0件	3件			
合 計	205∱	‡ 20件	29件	32件	286件			

※来所には、体験農園における相談業務を除きます。

(オ) 公民館実施講座等への講師派遣

公民館等に出向き、家庭菜園等に関する講座を実施しました。 令和6年度は、4回派遣し、参加者は計68人でした。

5 機構及び事務分掌

(1)機構

部	課		
農政部	農業センター		

(2) 職員構成(令和7年度)

区分	人数	備考
所 長	1	
副所長	2	
主 査	6	
職員	3	
(職員計)	12	
会計年度 任用職員	20	農業技術指導員(2)、施設管理人(4)、専門補助員(2)、 一般作業員(12(時期により雇用人数は変動します。))
合 計	32	

(3) 事務分掌

- 野菜、花き等の生産技術に係る調査、研究開発及び普及に関すること。
- ・優良種苗の導入、保存及び生産に関すること。
- ・依頼された試料の分析及び検査の実施に関すること。
- ・技術普及に係る研修会、検討会等の開催に関すること。
- ・各種事業の企画及び実施に関すること。
- 農業に係る資料及び情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- その他センターに関すること。

6 農業センター予算の推移

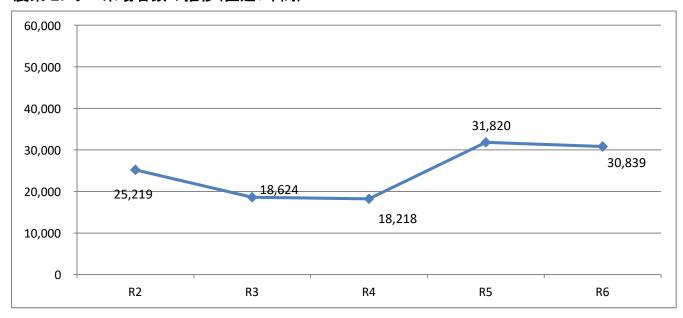
(単位:千円)

	年度	経常費	臨時費	合 計
	令和4年度(決算額)	58, 708	20, 746	79, 454
	令和5年度(決算額)	57, 836	16, 920	74, 756
令和6年度(決算額)		66, 585	34, 248	100, 833
	令和7年度(予算額)	67, 333	16, 678	84, 011
	農業センター管理費	67, 333	1	67, 333
١.	土づくり対策支援費	_	7, 048	7, 048
内訳	クリーン農業技術試験研究費	_	1, 080	1, 080
	農業担い手研修育成費		284	284
	農業センター施設改修費		8, 266	8, 266

農業センターのあらまし (資料編)



1 農業センター来場者数の推移(直近5年間)



2 施設利用の状況

(1)施設利用(直近5年間)

	年度	令和2	2年度	令和3	3年度	令和4	l年度	令和!	5年度	令和(6年度
区分		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
和	室	15件	138人	15件	126人	23件	258人	36件	443人	27件	204人
ホ -	ール	154件	1, 581人	135件	1,623人	123件	2, 595人	150件	3, 322人	155件	2, 823人
農産加	工室	143件	659人	94件	564人	97件	564人	105件	638人	85件	505人

(2)土壤分析依頼(直近5年間)

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般分析	306点	252点	276点	216点	219点
総合分析	1, 107点	1, 171点	1, 562点	1, 723点	1,327点
合 計	1, 413点	1, 423点	1,838点	1, 939点	1,546点

(令和6年度土壌分析点数内訳)

	水田	Ī	育苗土		畑		野菜		花き	草均	也・果樹	家庭菜園		計	
一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合	一般	総合
7	523	173	109	0	166	0	441	0	15	10	55	29	18	219	1, 327

(3) 体験農園応募状況(直近5年間)

年度	年度 令和2年度		令和:	3年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
区分	件数	倍率	件数	倍率	件数	倍率	件数	倍率	件数	倍率
体験農園(一般)	164件	1. 5倍	168件	1. 6倍	154件	1. 4倍	147件	1. 5倍	120件	1. 3倍
体験農園(有機: R5から試行)						18件	3. 6倍	7件	7. 0倍	

[※]有機区画全5区画のうち、4区画は令和5年度使用者が継続使用したため、令和6年度に募集した有機区画は1区画。

3 年度別試験研究一覧(今年度計画及び直近3か年実績)

- ①令和7年度(9課題) ※参考調査・展示栽培を除く。
 - 夏秋トマトの品種比較試験
 - ・夏秋ナスの養液栽培試験
 - ・サヤインゲンの品種比較試験
 - 低温期におけるリーフレタスの品種比較試験
 - 高温期におけるチンゲンサイの品種比較試験
 - ・サツマイモ苗の増殖実証試験
 - 下水汚泥焼却灰由来肥料の効果検証試験
 - シャインマスカットの栽培試験
 - ・ブロッコリーの直播栽培試験
- ②令和6年度(13課題)
 - ・夏秋ナスの養液栽培試験
 - サヤインゲンの品種比較試験
 - 摘み取り春菊の品種比較試験
 - 大玉トマトの促成栽培における品種比較試験
 - ・根こぶ病抵抗性を有するチンゲンサイの品種比較試験
 - ・ナンバンの接ぎ木栽培における品種比較試験
 - ブロッコリーの直播栽培試験
 - ・リーフレタスの作期別品種比較試験
 - シャインマスカットの栽培法試験
 - ・サツマイモ苗の増殖実証試験
 - ・サツマイモ栽培における生分解性マルチ適性調査
 - ・寒締めホウレンソウ品種特性調査
 - ・ 遮光遮熱資材を用いた葉菜類の栽培試験
- ③令和5年度(11課題)
 - ・サツマイモ苗の増殖実証試験
 - ナスの養液栽培における品種特性調査
 - ・ナンバンの自根栽培における品種比較試験
 - ・白カブの作期別品種比較試験
 - コマツナの低温期における品種比較試験
 - ・ホウレンソウの抽苔危険期における品種比較試験
 - ・6月どりレタス品種比較試験
 - 下水汚泥肥料の効果検証試験
 - シャインマスカットの栽培法試験
 - ・ブロッコリーの直播栽培試験
 - アスター品種特性調査
- ④令和4年度(9課題)
 - ・夏秋トマトの養液栽培試験
 - ・コマツナの栽植密度検討試験
 - ・ナンバンの品種比較試験
 - 白カブの作期別品種比較試験
 - ・チンゲンサイの直播栽培試験
 - ・サツマイモの栽植密度検討試験
 - シャインマスカットの栽培法試験
 - 雪の下ネギの栽培法検討試験
 - 冬季栽培における剣葉型ホウレンソウの品種特性調査

4 土づくり対策支援事業 作物別土壌分析項目

分析区分 一般分析:◎、総合分析:◎+○

	作物区分		稲		畑	作					
No	分析項目	苗床	本田			根菜類	野菜	花き	果 樹	草 地	
1	pH (H2O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	電気伝導度(EC)	0						0	0	0	0
3	有効態リン酸(P2O5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	交換性石灰(CaO)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	交換性苦土(MgO)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	交換性加里(K2O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	塩基交換容量(CEC)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	可給態ケイ酸(SiO2)		0								
9	リン酸吸収係数			0	0	0	0	0	0	0	0
10	硝酸態窒素(NO3-N)							0	0		
11	熱水抽出性窒素			0	0	0	0	0	0	0	
12	可溶性銅(Cu)			0	0						
13	可溶性亜鉛(Zn)				0						
14	易還元性マンガン(M n)		0		0						
15	熱水可溶性ホウ素(B)				0		0	0	0	0	
16	遊離酸化鉄(Fe)		0								
17	培養窒素		0								

※分析手数料・一般分析:700円(1点当たり)

・総合分析:1,170円(1点当たり)

5 旭川市農業センター条例

平成9年3月31日 条例27号

改正 平成10年 3月30日条例第17号 平成12年 3月31日条例第69号 平成17年12月15日条例第77号 令和元年9月13日条例第83号

旭川市園芸センター条例(昭和47年旭川市条例第26号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市は、農業技術の研究、開発及び研修を行うことにより、農業の振興を図り、あわせて農業に親しむ場を提供するため、旭川市農業センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、旭川市神居町雨紛とする。

(事業)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 生産技術の研究、開発及び普及
 - (2) 優良種苗の保存及び増殖
 - (3) 試料の分析及び検査
 - (4) 技術情報の収集及び提供
 - (5) 講習会、研修会等の開催
 - (6) その他市長が必要と認める事業

(使用の承認)

- 第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、センターの管理運営上必要があると認めたとき は、その使用について条件を付すことができる。
- 3 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用の承認をしない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) センターの管理運営上支障があるとき。
 - (3) その他市長が使用を不適当と認めたとき。
- 4 市長は、使用を不適当と認めたときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は 使用の承認を取り消すことができる。

(使用料等)

- 第5条 センターを使用する者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。
- 2 農産加工のための設備を使用する者は、市長が別に定める使用料を納入しなければならない。
- 3 センターに試料の分析を依頼する者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。
- 4 市長は、特別の理由があると認めたときは、第1項の使用料及び前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 5 使用料及び手数料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた ときは、この限りでない。
- 6 既に納入した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、 使用料の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用不能となったとき。
 - (2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、センターの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の 承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。 (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成9年4月25日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日から平成9年9月30日までの間は、改正後の旭川市農業センター条例別表第1中「210円」とあるのは「200円」と、「520」とあるのは「500」と、「780」とあるのは「750」と、別表第2中「310円」とあるのは「300円」と、「520円」とあるのは「500円」とする。

附 則 (平成10年3月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第69号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第77号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市農業センター条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、 平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使 用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に承認された使用にかかる使用料については、前項及び改正後の条例の 規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月13日条例第83号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市農業センター条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1 及び別表第2の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

	金額					
使用区分	午前	午後	夜間			
	(9時~12時)	(13時~17時)	(18時~22時)			
和室	270円	360円	360円			
ホール	930円	1, 240円	1, 240円			
体験農園	1 平方メ	ートルにつき	150円			

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間 区分の使用料を合算した額とする。
- 2 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 入場料、会費又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、この表に定める額の30割に相当する額とする。
- 4 冷暖房料は、使用料の5割に相当する額とする。
- 5 この表により算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 体験農園の使用期間は、市長が別に定める。

別表第2

項	目	金額
土壌診断	一般分析	1 点 700円
	総合分析	1 点 1,170円

6 旭川市農業センター条例施行規則

平成9年4月23日 規則第40号 改正 平成10年4月1日規則第34号 平成12年3月31日規則第87号 平成17年3月2日規則第5号 平成17年12月15日規則第69号 平成20年4月14日規則第42号 平成24年3月29日規則第5号 令和2年3月26日規則第9号

旭川市園芸センター条例施行規則(昭和48年旭川市規則第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市農業センター条例(平成9年旭川市条例第27号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び休所日)

- 第2条 旭川市農業センター(以下「センター」という。)の開所時間及び休所日は、次の各号 に定めるとおりとする。ただし、体験農園については、この限りでない。
 - (1) 開所時間 午前9時から午後10時まで
 - (2) 休所日 12月30日から翌年の1月4日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、開所時間及び休所日を臨時に変更し、又は設けることがある。

(使用の承認)

- 第3条 条例第4条第1項前段の規定による承認を受けようとする者は、旭川市農業センター使用(使用料減免)申請書(様式第1号。以下「使用等申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第4条第3項第3号の規定により、市長は、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う おそれのある団体の利益になると認めたときは、センターの使用を承認しない。
- 3 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市農業センター使用(使用料減免)承認書 (様式第2号。以下「使用等承認書」という。)を申請者に交付する。

(体験農園の使用)

- 第3条の2 体験農園は、使用しようとする個人又は1団体につき1区画の使用を承認するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 2 体験農園の使用期間は、5月1日から10月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することがある。
- 3 体験農園において、使用の承認を受けた者が次に掲げる損害を被ることがあっても、市は一切の責めを負わない。
 - (1) 栽培作物の生育不良、病虫害又は食害
 - (2) 栽培作物の品種間交雑
 - (3) 栽培作物の盗難等
- 4 体験農園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 建築物及び工作物を設置すること。
 - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
 - (3) 使用する権利を譲渡し、又は転貸すること。
 - (4) その他善良な管理に反する行為をすること。

(使用の取消し等の承認)

第4条 センターの使用の承認を受けた者が条例第4条第1項後段の規定による承認を受けようとするときは、旭川市農業センター使用取消(変更)申請書(様式第3号)に使用等承認書を添えて市長に提出し、旭川市農業センター使用取消(変更)承認書(様式第4号)の交付を受けなければならない。

(分析の依頼)

- 第5条 センターに試料の分析を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、旭川市農業セン ター分析(手数料減免)申請書(様式第5号。以下「分析等申請書」という。)に試料を添 えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の依頼があったときは、依頼者に旭川市農業センター分析(手数料減免)承認書(様式第6号)を交付する。
- 3 市長は、分析が完了したときは、依頼者に分析成績書(様式第7号)を交付する。
- 4 第1項の規定により提出された試料は、返還しない。

(使用料等の減免)

- 第6条 条例第5条第4項の規定により使用料を減額し、又は免除することができるのは、次 の各号の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
 - (1) センター(体験農園を除く。)を使用する場合
 - ア 農業団体、社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のために使用するとき。
 - イ その他市長が必要と認めたとき。
 - (2) 体験農園を使用する場合
 - ア 保育所、幼稚園、小学校、中学校等が使用するとき。
 - イ その他市長が必要と認めたとき。
- 2 前項に規定する減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 前項第1号アに該当するとき。 減額
 - (2) 前項第2号アに該当するとき。 免除
 - (3) 前項第1号イ又は同項第2号イに該当するとき。 減額又は免除
- 3 使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、使用等申請書又は分析等申請書 に理由を記載し、市長の承認を受けなければならない。

(冷暖房料)

- 第7条 条例別表第1に基づく冷暖房料の徴収期間は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 冷房期間 7月1日から8月31日まで
 - (2) 暖房期間 11月1日から翌年の4月30日まで

(遵守事項)

- 第8条 センターにおいては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 備品、器具等を使用するときは、係員の指示に従うこと。
 - (2) 所定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしないこと。
 - (3) 使用後は、係員の点検を受けること。

(組織)

第9条 削除

(職員)

- 第10条 センターに所長を置く。
- 2 センターに主幹、副所長、主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

- 第11条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮 監督する。
- 2 主幹は、上司の命を受けて主幹の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。
- 3 副所長は、所長を補佐する。
- 4 主査は、上司の命を受けて主査の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
- 5 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

- 第12条 センターは、次の事務を分掌する。
 - (1) 野菜、花き等の生産技術に係る調査、研究開発及び普及に関すること。
 - (2) 優良種苗の導入、保存及び生産に関すること。
 - (3) 依頼された試料の分析及び検査の実施に関すること。
 - (4) 技術普及に係る研修会、検討会等の開催に関すること。
 - (5) 各種事業の企画及び実施に関すること。
 - (6) 農業に係る資料及び情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
 - (7) その他センターに関すること。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成9年4月25日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第87号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月2日規則第5号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成 されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の 間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成17年12月15日規則第69号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の旭川市農業センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る申請及び同日以後の分析又は検査に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請及び同日前の分析又は検査に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市農業センター条例施行規則の様式 の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の 間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成20年4月14日規則第42号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市農業センター条例施行規則の様式 の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市農業センター条例 施行規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和6年3月25日規則第5号)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

<様式第1号~第7号:省略>

7 旭川市農業センター農産加工設備使用料に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、旭川市農業センター条例第5条第2項に規定されている使用料について 定めることを目的とする。

(使用料)

第2条 農産加工のための設備の使用料は別表のとおりとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

使用区分	金額
(1)ジュース類	製品 1 次につき 40円
(2)農産加工品類	原料 1 kgにつき 7 0 円
(3)牛乳加工類	原料1㎞につき 150円

8 旭川市農業センター施設運営基準

(目的)

第1条 この基準は、旭川市農業センター条例(以下「条例」という。)及び旭川市農業センター条例施行規則(以下「規則」という。)に基づき、旭川市農業センター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の受付等)

- 第2条 和室、ホール及び農産加工のための設備(以下「農産加工設備」という。)の使用申 込期間は、和室及びホールにあっては使用の日の1月前の日の属する月の初日から使用の日 の前日まで、農産加工設備にあっては使用の日の1月前の日の属する月の初日から使用の日 の3日(休日を除く。)前の日までとする。ただし、旭川市、北海道及び国が公務のために 使用するときはこの限りでない。
- 2 体験農園の使用期間で規則第3条の2第2項ただし書で変更する使用期間及び受付期間は、 年度毎に別に定める要領等によるものとする。

(設備、備品等の使用)

- 第2条の2 センターの使用者は、規則第8条各号に掲げる事項を遵守するとともに、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 使用時間を厳守すること。
 - (2) 建物を損傷し、又は汚損するおそれのある行為はしないこと。
 - (3) 加工した製品の販売を目的として、農産加工設備を使用しないこと。
 - (4) 農産加工設備の使用に当たっては衛生面に注意し、使用後は機器類を洗浄すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか管理上支障があると認められる行為はしないこと。
- 2 使用者が規則第8条第1号に掲げる係員の指示に従わず設備、備品等を著しく汚損、損傷 又は紛失したときは、市は、使用者に対し現品又は相当の代償をもって弁償を求めることが ある。

(農産加工設備の使用料算出等)

- 第3条 農産加工設備の使用料に係る原料及び製品の量(以下「原料等の量」という。)は、 区分毎の単位を基準として小数以下第1位を切り捨て単位限とする。
- 2 農産加工設備の使用料の算出は、区分毎に定めた単位当たり使用料に区分毎の前項で算出した原料等の量を乗じて得た額とする。

(冷暖房料の算出等)

- 第4条 和室又はホールを使用する場合の冷暖房料は、条例別表第1に定めるそれぞれの時間 区分に応じ、同表第1の備考4で算出された額とする。ただし、その額に10円未満の端数 が生じたときはこれを切り捨てた額とする。
- 2 ホールには冷房設備がないため、7月1日から8月31日までの間の使用については冷暖 房料は徴収しない。

(減額の範囲)

- 第5条 条例第5条第4項及び規則第6条に規定する使用料及び手数料の減額の範囲は条例別表第1に定める額の5割に相当する額とする。ただし、区分毎に算出された減ずる額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り上げた額とする。
- 2 冷暖房料の減額の範囲は第4条第1項の冷暖房料の5割に相当する額とする。ただし、区分毎に算出された減ずる額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り上げた額とする。 (通して使用する場合の使用料等)
- 第6条 和室又はホールを午前と午後、午後と夜間など時間区分を通して使用する場合の使用 料及び冷暖房料は、区分毎に算出され10円未満の端数を処理した後の額の合計額とする。
- 2 減額のある場合に時間区分を通して使用する場合の使用料及び冷暖房料は、条例別表第1 に定める時間区分毎の使用料から第5条第1項の時間区分毎の額を減じて得た使用料の額の 合計額及び第4条の時間区分毎の冷暖房料から第5条第2項の時間区分毎の額を減じて得た 冷暖房料の額の合計額とする。

(減免団体等の範囲)

- 第7条 規則第6条第1項第1号に規定する使用料の減額又は免除することができる場合で、 同号アに掲げる団体及び同号イで認める場合の範囲は次のとおりとする。ただし、団体の定 款、会則又は要領に掲げる事業活動以外の目的で使用する場合又は条例別表第1の備考3に 該当する使用の場合は除くものとする。
 - (1) 規則第6条第1項第1号アに掲げる団体の範囲。 別表1のとおり
 - (2) 規則第6条第1項第1号イで認める場合の範囲。 別表2のとおり
- 2 規則第6条第1項第2号に規定する使用料の減額又は免除することができる場合で、同号 アに掲げる学校等及び同号イで認める場合の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 規則第6条第1項第2号アに掲げる学校等の範囲。 別表3のとおり
 - (2) 規則第6条第1項第2号イで認める場合の範囲。 別表4のとおり
- 3 条例第5条第4項により手数料の減額又は免除することができる者の範囲は別表5のとおりとする。

(使用料等の後納)

- 第8条 条例第5条第5項ただし書の規定により使用料又は手数料を後納しようとする者は、 旭川市農業センター使用料(手数料)後納申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第5条第5項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めたときとは、国、地方公共団体及びこれに準ずる団体で前納できない相当の理由がある場合とする。
- 3 市長は前項により後納することを承認したときは、旭川市農業センター使用料(手数料)後納承認書(様式第2)を交付する。

附則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

7巻学は、7和3千4月1日から爬1]9〜。 | 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第1号アに掲げる団体の範囲 (1)

	肥1 祝則男り宋弟「頃弟」写了に拘ける凶体の軋団(リ)
団体の区分	団体等の範囲及び主な団体の名称
1農業団体	ア 本市に関わる農業協同組合(女性部、青年部、専門部会を含む)
	イ 本市に関わる土地改良区
	ウ 本市に関わる森林組合
	エ 農事組合及び各生産組織
	オ 下記に示す団体
	カ その他市長が農業団体と認める団体
	北海道農業協同組合中央会旭川支所
	北海道信用農業協同組合連合会旭川支所
	ホクレン農業協同組合連合会旭川支所
	全国共済農業協同組合連合会北海道本部旭川支所
	北海道厚生農業協同組合連合会の市内事業所
	上川中央農業共済組合
	上川生産農業協同組合連合会
	北海道森林組合連合会旭川営業所
	(公財) 北海道農業公社上川支所
	(一社)ジェネティクス北海道道北事務所
	(株)北海道畜産公社道央営業所上川事業所
	北海道土地改良事業団体連合会上川支部
	旭川青果物出荷組合連合会
	旭川青果物生産出荷協議会
	旭川受精卵移植導入促進組合
	東鷹栖食品加工販売協議会
	農村女性ネットワークかがやき
ツガナ シロ ナ ヘニ・ナース	· 4 · 6 · 4 · 18 · 6 · 14 · 14 · 14 · 14 · 14 · 14 · 14

※新たな団体の設立、登録等があった場合は、本分類に照らし判断することとする。

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第1号アに掲げる団体の範囲 (2)

たがが成本 こと ケーネ	
団体の区分	団体等の範囲及び主な団体の名称
2 社会教育団体	ア 本市に関わる青少年団体
	イ 本市に関わる女性団体
	ウ 本市に関わる文化団体(旭川文化団体協議会加盟団体)
	エ 本市に関わるスポーツ団体(旭川市スポーツ協会加盟団体)
	オ 旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱に基づく登録団体
	カ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び
	大学(以下「幼稚園等」という。)のPTA等の団体並
	びに幼稚園等に勤務する教職員で組織する団体で教育研
	究を目的とした団体
	キ その他旭川市長が社会教育団体と認める団体

※新たな団体の設立、登録等があった場合は、本分類に照らし判断することとする。

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第1号アに掲げる団体の範囲 (3)

たがい 放木 ピンプーネ		
団体の区分		団体等の範囲及び主な団体の名称
3 社会福祉団体	ア 本市に関	わる社会福祉法人
	イ 本市に関	わる社会福祉団体
	ウ 本市に関	わる社会福祉ボランティア団体
	エ その他旭	川市長が社会福祉団体と認める団体

※新たな団体の設立、登録等があった場合は、本分類に照らし判断することとする。

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第1号アに掲げる団体の範囲 (4)

団体の区分	団体等の範囲及び主な団体の名称
4 地域自治団体	ア 市民委員会連絡協議会、市民委員会及び町内会並びにこれ
	らを構成する部会、班
	イ 消防団及び分団
	ウ その他旭川市長が地域自治団体と認める団体

※新たな団体の設立、登録等があった場合は、本分類に照らし判断することとする。

別表第2

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第1号イで認める場合の範囲

	区 分	認める場合の範囲	備考
1	免除する場合	1) 旭川市が公務で使用する場合。 2) 旭川市営農改善推進協議会、旭川市家畜伝染病自衛防疫組合及び旭川食料・環境基盤緊急確立対策推進協議会が事業活動の目的で使用する場合。 3) 北海道及び旭川市に隣接する市町村が旭川市民を対象とする公務で使用する場合。	
2	減額する場合	別表第1に定める団体に類する団体が使用する場合。	

別表第3

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第2号アに掲げる学校等の範囲

区分	学校等の範囲	備考
保育所、幼稚園、小 学校、中学校等	市内に所在する保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、小学校、中学校及び特別支援学校(高等部を除く。)で保育又は授業の一環として使用する場合	

別表第4

旭川市農業センター条例施行規則第6条第1項第2号イで認める場合の範囲

区分		団体等の名称	備考
1	免除する場合	別表第3に定める学校等に類する団体で保育、訓練又は教育の一環として使用する場合。	
2	減額する場合	市長が特に必要と認めた場合。	

別表第5

旭川市農業センター条例第5条第4項により手数料の減額又は免除できる者の範囲

区分		減免できる者の範囲	備考
1	免除できる者	旭川市及び北海道が公務のために分析又は検査する場合。	
2	減額できる者	市長が特に必要と認めた場合。	

<様式第1~第2:省略>

9 旭川市農業センター運営懇話会開催要綱

(趣旨

第1条 本市農業の振興を効果的に推進するとともに、都市と農村の交流機能を兼ね備えた総合的 農業支援拠点として設置した旭川市農業センター(以下「センター」という。)の運営を円滑に 推進するため、旭川市農業センター運営懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(膱路)

- 第2条 懇話会は、次に掲げる事項についての意見交換等を行う。
 - (1) 農業技術開発や情報収集など農業の生産振興に関すること。
 - (2) 市民と農業の交流に関すること。
 - (3) その他センターの事業に関すること。

(参加者)

- 第3条 懇話会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。
 - (1) 農業関係者
 - (2) 農業に関し学識経験を有する者
 - (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じた者
- 2 懇話会の参加者は15人以内とする。
- 3 懇話会への参加者として対象とする期間(以下「対象期間」という。)は、市長から参加依頼 を受けた日から2年とする。ただし、参加者に欠員が生じたときの後補充された参加者の対象期 間は、前参加者の残りの対象期間とする。

なお、対象期間中に公募の参加者が欠員した場合の補充は行わないものとする。

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、センターにおいて行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、センター所長が 定める。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

10 旭川市農業センターにおける試料の分析の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市農業センター(以下「センター」という。)における試料の分析に関 し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 分析 旭川市農業センター条例(平成9年旭川市条例第27号)第3条第3号に掲げる事業 をいう。
 - (2) 農業 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本産業標準分類に掲げる農業をいう。

(分析の対象)

- 第3条 分析に係る受付対象者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 市内の農業に関わる土壌試料
 - (2) 市民の農業以外における農作物の栽培に関わる土壌試料
 - (3) その他センター所長が特に必要と認めた試料

(分析の実施)

第4条 分析は、センターに旭川市農業センター条例施行規則(平成9年旭川市規則第40号)第5条第1項の規定による依頼の都度随時実施するものとする。ただし、毎年10月から翌年の3月までの間は、農業者の新年度の営農計画の作成に係る集中分析取扱期間とし、前条第1号に掲げる試料の分析を優先して実施するものとする。

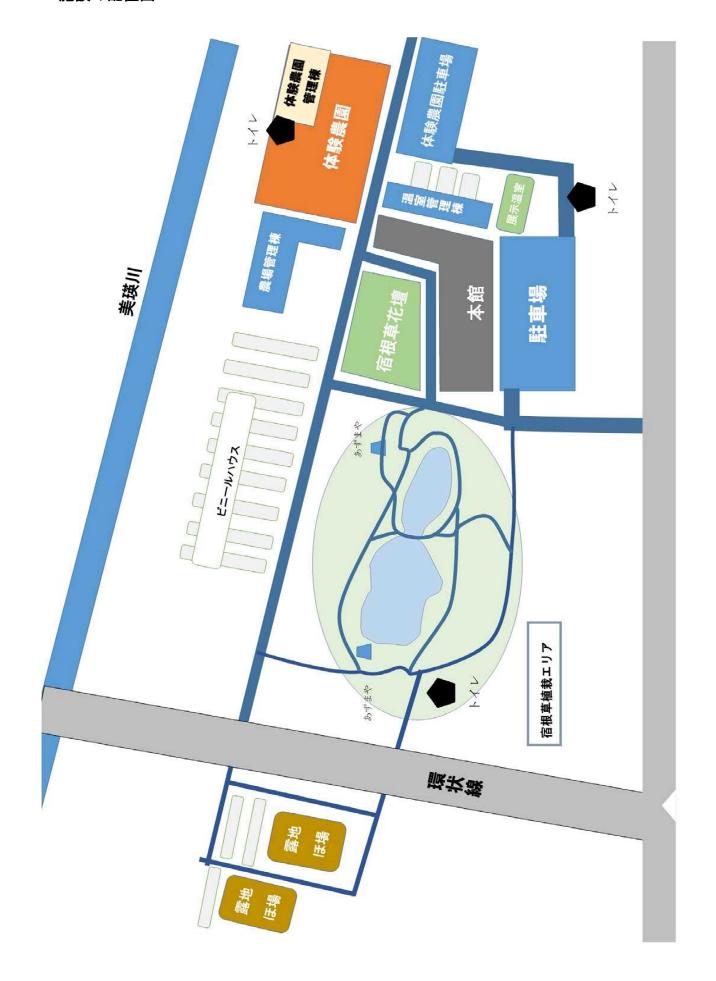
附則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

11 施設の配置図



12 令和7年度 ハウス利用計画図

1号ハウス

POフィルム 暖房機 30m

2月~4月、9月~10月:低温期におけるリーフレタスの品種比較試験 6月~7月: 高温期におけるチンゲンサイの品種比較試験(作期1)

2号ハウス

夏秋トマトの品種比較試験

POフィルム 暖房機 30m

(参考調査)夏秋トマト栽培における着果制限の効果確認調査 (展示)ハウス栽培における生分解性マルチの効果実証展示

3号ハウス

POフィルム

~6月:サツマイモ苗自家増殖技術普及推進事業 6月~:農福連携技術支援者育成研修圃場

暖房機 30m

4号ハウス

~6月:サツマイモ苗の増殖実証試験

POフィルム 9月~:農福連携技術支援者育成研修圃場 暖房機 30m

5号ハウス

サヤインゲンの品種比較試験

(参考調査)サヤインゲンにおける緩効性コーティング肥料の施用効果確認調査

6号ハウス

POフィルム 暖房機 30m

暖房機 30m

POフィルム

高温期におけるチンゲンサイの品種比較試験(作期2)

7号ハウス

POフィルム

30m

(参考調査)クラウド型複合環境制御装置を用いたナスの養液栽培実証調査

8号ハウス

POフィルム 30m

夏秋ナスの養液栽培試験

9号ハウス

無被覆

ブロッコリーの直播栽培試験

30m

10号ハウス

POフィルム

農業担い手研修育成事業 研修ハウス

28m

11号ハウス

POフィルム 20m

(土壌消毒)

12号ハウス

防虫ネット

種苗保存圃

間口3.6m 36m

13号ハウス

(緑肥) 無被覆

40m

14号ハウス

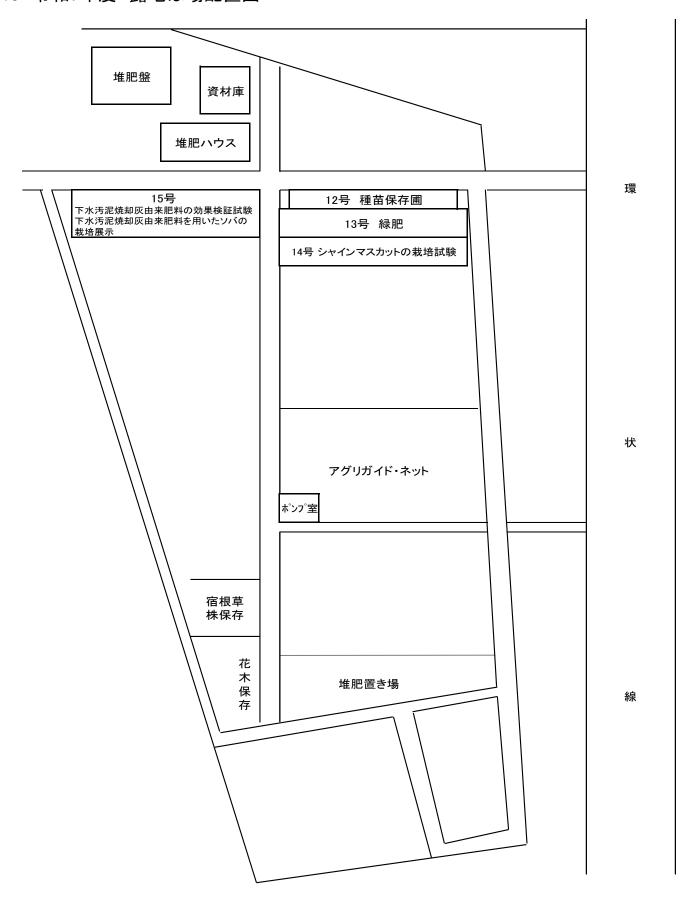
POフィルム 40m

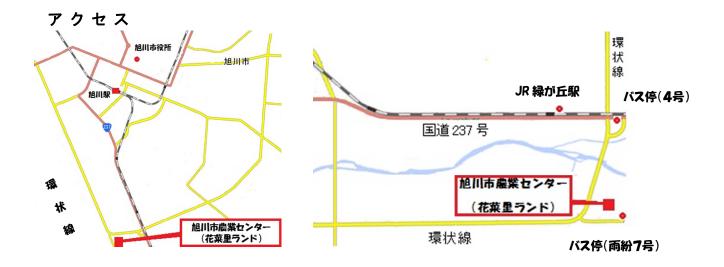
シャインマスカットの栽培試験

15号ハウス

無被覆 39m 下水汚泥焼却灰由来肥料の効果検証試験 (展示)下水汚泥焼却灰由来肥料を用いたソバの栽培展示

13 令和7年度 露地ほ場配置図





○車でお越しの方

JR 旭川駅から旭川市農業センターまでは距離で 7km、車で約20分です。

Oバスまたは JR でお越しの方

乗り場や経路など詳しくは、直接道北バス又はJRへお問い合わせください。

旭川市農業センター(花菜里ランド)

〒070-8033 旭川市神居町雨紛

TEL:0166-61-0211 FAX:0166-63-2454

eメール: nougyoucenter@city.asahikawa.hokkaido.jp

ホームページ: 旭川市農業センター 検索 または右記の2次元コードへ



